# 5. 特許を受ける権利・特許権の移転、冒認出願

特許法

弁護士 尾関孝彰

2026年10月12日

# 特許権移転の効力要件

■ 登録特許の個別移転、信託、放棄、処分の制限：　移転登録が効力要件になる。

98条1項
「次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。
一　特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限」

- 特許侵害に基づく損害賠償請求権の移転には民法の指名債権譲渡の規定が適用される。
- 過去の損害賠償請求権（特許移転登録前に発生した損害の賠償を請求する権利）は、特許移転登録をしても自動的には移転しない。別途、債権譲渡契約を締結した上、民法467条の対抗要件を具備しないと債務者（侵害者）に対抗できない。

■ 特許移転登録申請の共同申請主義
27条1項
「次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。
一　特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」

27条3項
「この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。」

特許登録令18条
「登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。」

# 特許を受ける権利の移転

■ 出願前における特許を受ける権利の個別移転：　出願が対抗要件になる。
34条1項
「特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。」

■ 出願後登録前における特許を受ける権利の個別移転（出願名義の変更）：　届出が効力要件になる。
34条4項
「特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。」

- 出願名義の変更の届出は、共同申請ではなく、譲受人が特許を受ける権利の承継を証明する書面を添付して単独で申請する。

→　譲渡人に届出手続協力義務はない。これに対し、特許権移転登録の場合は、譲渡人に登録協力義務がある。
→　譲受人の譲渡人に対する請求権はない。これに対し、特許権移転登録の場合、譲受人（登録権利者）は譲渡人（登録義務者）に対し登録手続に協力するよう請求する権利を有する。

- 出願後登録前の訴訟においては、譲受人は、譲渡義務者を被告として、自らが特許を受ける権利を有することの確認を求める訴訟を提起する。勝訴した譲受人は、自らが特許を受ける権利を有することを確認する確定判決（判決謄本と確定証明書）を添付して単独で出願名義変更の届出をすることができる。これに対し、特許登録後の訴訟においては、譲受人（登記権利者）は、譲渡人（登記義務者）に対し、「被告は、原告に対し、別紙目録記載の特許権につき、移転登録をせよ。」との請求をする。

# 共有特許

73条
「特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
２　特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
３　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。」

- 著作権の場合と異なり、各共有者は、特許発明を自由に（他の共有者の同意なく）自己実施して利益を得ることができる。
- 著作権の場合と同様に、共有持分の処分又は特許権のライセンスをするためには、他の共有者の同意が必要である。他方、著作権の場合と異なり、他の共有者が同意を拒否するのは自由である。特許権共有者は、他の共有者の同意がなくても、自己実施により利益を得ることができる。
- 大学（TLO）と企業が共有者である場合、大学は、通常、自分が自己実施できないことを理由に、共同出願契約において企業が大学に対して自己実施のライセンス料を支払うとの特約を儲けることを要求する。

- 共有持分権者は、単独で（他の共有者に無断で）、自己の持分について、民法709条に基づいて損害賠償請求をすることができる。著作権法（117条）とは異なり、特許法には単独差止請求・単独損害賠償請求が可能であることを明記する規定はない。
- 共有持分権者は、単独で（他の共有者に無断で）、100条1項の独自の権利として、あるいは保存行為（民法252条5項、264条）として、差止請求することもできる。

# 冒認出願、共同出願義務違反 – 無効原因

■ 冒認出願とは、
① 特許登録時の出願名義人が特許を受ける権利を有しない者である場合であって、
② 出願発明が、真の発明者から取得された発明であるとき（自ら独自に創作した発明を出願するのであれば、偶然、他人の発明と一致していても、冒認出願にはならない。この場合は先願後願の問題になる。）
を言う。

■ 共同出願義務違反（38条違反）＝特許を受ける権利を有する者が複数いる場合において、その一部が出願人に含まれていないとき

■ 冒認等（冒認出願及び共同出願義務違反）は特許無効理由になる。
- 無効理由は123条に列挙されている。

123条1項本文
「特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。」

- 冒認出願の無効事由

123条1項6号
「その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき（第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）。」

# 冒認出願、共同出願義務違反 – 無効原因

- 共同出願違反の無効事由

123条2号
「その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき（その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）。」

38条
「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

- 無効審判の請求人適格は、利害関係人に限定される。利害関係人の典型例は、特許権者から特許侵害警告を受けた者。
- 冒認等（冒認出願又は共同出願義務違反）を無効理由とする無効審判請求については、利害関係人は、特許を受ける権利を有する者、すなわち真の発明者又はその者から特許を受ける権利を承継した者に限定される。

123条2項
「特許無効審判は、利害関係人（前項第二号（特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。」

# 冒認出願、共同出願義務違反 - 特許権移転請求

■ 冒認出願者若しくは共同出願義務違反者又はそれらの承継人に対する特許権移転請求

74条1項
「特許が第百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。」

特許法施行規則40条の2
「特許法第七十四条第一項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認める特許を受ける権利の持分に応じてするものとする。」

■ 74条1項に基づく特許権移転請求の効果：　遡及効（特許権は初めから移転請求者が保有していたとみなされる。補償金請求権についても同様に初めから特許移転請求者が保有していたとみなされる。）

74条2項
「前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五条第一項又は第百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様とする。」

# 冒認中用権

- 真の特許を受ける権利の保有者による移転請求がなされた際の第三者保護（79条の2）：　移転登録前に特許権についての権限を有し特許発明を先使用していた者には冒認中用権（有償の通常実施権）が付与される。

- 79条の2による保護を受けるための要件

✓ **権限取得の要件**：　74条1項による移転登録の際に、特許権者であった、又は本件特許について専用実施権（登録された独占的ライセンス）若しくは通常実施権（登録されていない独占的ライセンス、又は非独占的ライセンス）を受けていた。

✓ **事業準備開始の要件**：　移転登録前に、日本国内で、特許発明を実施する事業（既存事業）を開始していた、又は開始の準備をしていた。

✓ **主観的要件**：　既存事業を開始した時又はその準備を開始した時に、冒認等の事実を知らなかった。

- 79条の2による保護の効果

➢ 既存事業で実施されていた発明の範囲内（先使用権の範囲と同様に、既存事業発明との同一性が維持されている範囲内を意味すると考える。）で、当該特許の通常実施権（非独占的ライセンス）を取得する。

➢ ただし、相当ライセンス料の支払義務が発生する。

79条の2
「第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際現にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当すること（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。
２　当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。」

# 74条1項の移転請求がなされた場合に民法の第三者保護規定は適用されるか？

◆ 特許を受ける権利αの譲渡について、意思表示が取消し若しくは無効となり、又は契約が解除され、その遡及効の結果、特許を受ける権利αの譲受人による特許登録が冒認出願（123条1項6号）となり、74条1項の移転請求がなされる場合、民法の第三者保護規定（民法94条2項、民法545条1項但書き等）が適用されるのか、それとも特別法の規定である79条の2によって民法の第三者保護規定は排除されるのか？が問題になる。民法の第三者保護規定が排除されるのであれば、特許を受ける権利αを譲り受けた者は、79条の2が規定する有償の通常実施権である冒認中用権の取得のみにより保護されることになる。

- 東京地裁令和6年4月17日判決（令和4年（ワ）第19222号）は、74条1項の移転請求を受けた被告（冒認により特許を取得した者から特許移転登録を受けた第三者）が民法94条2項による保護を主張した事案において、79条の2第1項は、民法の第三者保護規定を上書きするものとは認められないので、74条1項の請求ができる場合でも民法の第三者保護規定は適用されると判断した。
- この考えによると、契約解除の場合、第三者は民法545条1項但書きで保護されることになる。ただし、通謀虚偽表示（民法94条2項）の事例では、真の特許を受ける権利を有する者に虚偽の外観を形成した帰責性があるので、第三者保護が排除されないのであり、他の事例では排除されるという考え方もあり得る。

□本事件の控訴審の判断（知財高裁令和6年10月10日判決）

「虚偽の外観作出に係る真の権利者の帰責性と、第三者の善意無過失という当事者間の具体的な関係性に基づき、民法の法律行為に係る一般原則である同法９４条２項が類推適用されることを排除する理由は見当たらないというべきである。」

# 冒認等の立証責任

◘ 知財高裁平成29年1月25日判決（平成27年（行ケ）第10230号）

- 原則として、特許権者（無効審判の被請求人）が、特許出願がその特許に係る発明者（願書に発明者と記載されている者）又は当該発明者から特許を受ける権利を承継した者によりなされた事実の立証責任を負う。
- しかしながら、この立証責任分配ルールを厳格に適用すると、無効審判請求の濫訴のおそれがある。

➢ そこで、本判決は次のとおり判断した：「特許権者が発明の経緯等を個別的，具体的，かつ詳細に主張立証しなければならないことを意味するものではない。…（中略）…特許権者の行うべき主張立証の内容，程度は，冒認出願を疑わせる具体的な事情の内容及び無効審判請求人の主張立証活動の内容，程度がどのようなものかによって左右されるものというべきである。すなわち、仮に無効審判請求人が冒認を疑わせる具体的な事情を何ら指摘することなく，かつ，その裏付けとなる証拠を提出していないような場合は，特許権者が行う主張立証の程度は比較的簡易なもので足りるのに対し，無効審判請求人が冒認を裏付ける事情を具体的に指摘し，その裏付けとなる証拠を提出するような場合は，特許権者において，これを凌ぐ主張立証をしない限り，主張立証責任が尽くされたと判断されることはないものと考えられる。」

➢ 本判決によると、原則として特許権者が出願が真正であった事実の立証責任を負い、無効審判請求人が冒認（真の発明者の存在、及び特許権者が真の発明者の発明を冒認して出願した事実）を疑わせる事情を主張立証した場合には、特許権者は当該事情を覆すのに十分な主張立証をすることが要求されるが、そのような事情の提示がない場合は簡易な主張立証（例えば、願書記載の発明者が当該発明の技術分野の研究者であること）で足りる。

- 冒認等を理由とする無効審判／74条1項移転請求訴訟では、事実上、請求人／原告である真の発明者であると主張する者は、自分が真の発明者であることの立証責任を負うと考える。請求人／原告が真の発明者から特許を受ける権利を承継したと有する者である場合には、事実上、原告が真の発明者の存在とその者からの特許を受ける権利の承継について立証責任を負うと考える。

特

特許第５９４４０２５号

## 表示部

| 表示番号（付記） | 登録事項 | | | |
|---|---|---|---|---|
| １番 | 出願年月日 | 平成２７年　３月１７日 | 出願番号 | ２０１５－０５３１６７ |
| | 査定年月日 | 平成２８年　５月１６日 | 請求項の数 | 3 |
| | 発明の名称 | 自動洗髪装置 | | |
| | | | 登録年月日　平成２８年　６月　３日 | |

## 特許料記録部

特許料

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年分 | 金額 | 2700円 | 納付日 | 平成28年 5月24日 | 2年分 | 金額 | 2700円 | 納付日 | 平成28年 5月24日 |
| 3年分 | 金額 | 2700円 | 納付日 | 平成28年 5月24日 | 4年分 | 金額 | 7900円 | 納付日 | 平成31年 3月12日 |
| 5年分 | 金額 | 7900円 | 納付日 | 令和 2年 3月31日 | 6年分 | 金額 | 7900円 | 納付日 | 令和 2年 3月31日 |
| 7年分 | 金額 | 23800円 | 納付日 | 令和 2年 3月31日 | 8年分 | 金額 | 23800円 | 納付日 | 令和 2年 3月31日 |
| 9年分 | 金額 | 23800円 | 納付日 | 令和 2年 3月31日 | | | | | |

国以外の者の持分の割合，軽減，免除，猶予又は返還に関する事項

軽減の記事　第５年から第９年までの各年分の特許料は産業競争力強化法第６６条の規定に基づき２／３軽減する

返還の記事　令和２年１１月１３日産業競争力強化法第６６条の規定による軽減の届出後の返還請求により令和２年１１月２７日第５年分から第９年分金５８１５０を返還

## 甲区

| 順位番号（付記） | 登録事項 |
|---|---|
| １番 | 香川県高松市新北町２９番１５号<br>アサクラインターナショナル有限会社<br>登録年月日　平成２８年　６月　３日 |
| ２番 | 【特許法第７４条１項の規定による請求に基づく移転登録の予告登録】　（抹消）<br>受付年月日　平成２９年　４月　３日　受付番号　００２３０７<br>嘱託人　東京地方裁判所民事第４７部裁判所書記官 |
| ３番 | 【本権の移転】<br>受付年月日　平成３０年１２月　７日　受付番号　００９３０７<br>香川県木田郡三木町氷上２５１０番地　株式会社セリックス<br>特許法第７４条第１項の規定による請求に基づく本特許権の移転 |
| ４番 | 【職権抹消】<br>原因　平成３０年１０月２５日　判決<br>順位第２番特許法第７４条第１項の規定による請求に基づく移転登録の予告登録の抹消<br>登録年月日　平成３０年１２月２０日 |

**74条1項に基づく特許権の移転登録がなされた特許登録原簿の例**

74条1項に基づく特許権移転の効力は、特許登録時（平成28年6月3日）に遡及する（74条2項により登録時当初から株式会社セリックスが特許権者であったとみなされる）。そのため、例えばアサクラインターナショナル有限会社が、本件特許権に基づきライセンス収入を得ていた場合には、不当利得返還する義務が発生する。